

# 上田市 男女共同参画 推進条例

この条例は、上田市における男女共同参画の推進に関する基本的な考え方や、仕組みを定めた条例です。

**男女共同参画社会とは、**

- ・女性も男性も性別にとらわれることなく
- ・お互いの生き方を認め合い
- ・個性と能力を最大限発揮できる社会のことをいいます。

しかし、この社会は市が施策を進めていだけで実現するものではありません。市、市民、事業者、教育関係者の責任を明らかにして、協働して男女共同参画を進めていくことが大切です。

みんなで一体となって、いきいきとした豊かで活力ある上田市をつくっていきましょう。



## 条例ができるまで……

男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されました。これに基づいて、これまでに男女共同参画に関する様々な施策を推進してきました。

平成15年に旧上田市と旧丸子町では、施策推進の根拠となる男女共同参画の推進条例が制定されました。

平成18年3月6日に、上田市・丸子町・真田町・武石村の4

市町村が合併して、新生上田市が発足しました。これにより、旧市町村の男女共同参画推進条例は効力を失ったので、新生上田市としての男女共同参画推進条例を制定することになり、主に上田市男女共同参画推進委員会において、条例案づくりに向けての検討を行ってきました。そして、平成18年10月に「条例素案」を公表し、市民の皆様から多くの御意見等をいただきました。

こうしてまとめられた条例案は、上田市男女共同参画推進委員会から平成18年11月14日に市長に報告されました。その後、平成18年12月の市議会に市長提案を行い、可決された結果、平成19年1月1日から条例が施行されました。



# みんなが男女共同参画社会づくりに責任を持ちましょう!

## 市は

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施していきます
- 施策の実施にあたり、国、県、その他の地方公共団体、市民、事業者、教育関係者と連携し、取り組みます

## 市民の皆さんは

- 家庭、学校、職場、地域などの身近なところから積極的に男女共同参画社会をつくるために取り組んでいきましょう
- 市が行う施策に協力していきましょう

## 事業者の皆さんは

※事業者とは、企業だけでなく自治会やNPO、各種団体なども含まれます。

- 活動の中で、男女が対等に参画する体制を整えましょう
- 職業と家庭、地域の活動などが両立できるよう、環境を整備しましょう
- 市が行う施策に協力していきましょう

## 教育にかかわる皆さんは

- 家庭、学校、職場、地域などで男女共同参画の理念に配慮した教育を行うように努めましょう



## 条例のポイント

### ● 7つの基本理念 (第3条)

国の基本法に定められた5つの基本理念に加え、性と生殖に関する健康と権利の尊重に関すること、男女間のあらゆる暴力の根絶に関することを盛り込みました。

### ● 教育関係者の責務を盛り込みました (第7条)

男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を踏まえ、市、市民、事業者の責務に加え、教育関係者の責務を明記しました。

### ● 事業者を表彰します (第19条)

事業者における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者の表彰について規定しました。



# 7つの基本理念

## 男女の人権の尊重

個人としての尊厳が重んじられ、その能力を發揮する機会を確保していきましょう

## 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族がお互いに協力し、子育て、介護等の家庭生活をすることと、それ以外の活動が円滑にできるよう配慮しましょう

## 性と生殖に関する健康と権利の尊重

性と生殖に関して、自己決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営む権利を尊重しましょう

## 社会における制度・慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、だれもが様々な活動に参画できるようにしましょう

## 政策等の立案・決定への共同参画

男女が対等な構成員として、いろいろな分野に参画できる機会を確保しましょう

## 男女間における暴力の根絶

男女間におけるあらゆる暴力を根絶しましょう

## 国際的協調

国際社会の一員として国際機関とも協調して取り組んでいきましょう



# 上田市 男女共同参画推進条例のしくみ

## 基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ③ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ④ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 男女間における暴力の根絶
- ⑦ 国際的協調



## 責務

### 市

基本理念を踏まえた施策の総合的な策定・実施の責務

### 市民

男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努める責務

### 事業者

事業活動に男女が共同参画する体制と、家庭と両立できるよう努める責務

### 教育関係者

基本理念に配慮した教育を行うよう努める責務

## 施策の基本となる事項

- 男女共同参画計画
- 施策の策定等に当たっての配慮
- 実施状況の公表
- 市民等の理解を深めるための啓発
- 家庭生活における活動と他の活動との両立の支援
- 教育及び学習の機会の充実
- 市民等の活動に対する支援
- 政策決定過程等への男女共同参画の推進
- 調査研究
- 事業者の報告及び表彰
- 苦情及び相談への対応
- 推進体制の整備

## 男女共同参画社会の形成

性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意志で個性と能力を十分に発揮し、心豊かに安心して暮らすことのできる社会の実現

上田市 市民生活部 人権男女共同参画課

〒386-0014 上田市材木町一丁目2番2号 TEL 0268-23-5245 FAX 0268-27-3123 E-mail jinkendanjo@city.ueda.nagano.jp  
<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/ht/danjo/index.html>